

平成28年度

品質管理レビューの概要

Quality Control Committee

2017 OVERVIEW



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified

本冊子『品質管理レビューの概要』では、『品質管理委員会年次報告書』を要約して記述しているため、詳細情報については、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載されている『品質管理委員会年次報告書（平成28年度）』をご参照ください。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/20170626nen.html

『品質管理委員会年次報告書』は、「報告の要旨」、「本文」、「資料編」及び「用語説明」から構成され、「資料編」では、基本的な制度説明及び本文に関する詳細情報を掲載するとともに、「用語説明」では、文中に使用されている品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所部会等に関連する用語を説明しています。

日本公認会計士協会について

日本公認会計士協会(以下「当協会」といいます。)は、公認会計士がその使命を全うするために、公認会計士の指導・連絡・監督に係る活動を行い、その資質向上に継続して注力しています。

公認会計士は、日本の経済社会のインフラを構成する監査及び会計の専門家として重要な使命を担っています。このため、公認会計士は、公認会計士監査の充実・強化を図るとともに、コンサルティング業務やアドバイザリー業務などを通じて、日本経済に貢献する力を高めていかなければなりません。

当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体であり、当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士、監査法人で構成されており、公認会計士及び監査法人は全て当協会に加入しています。また、当協会の準会員は、会計士補と公認会計士試験合格者で構成されています。平成29年3月末現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士29,369名、監査法人 222事務所であり、準会員数は会計士補・公認会計士試験合格者等 6,767名です。

当協会は、自主規制団体として、会員の規律及び能力の保持高揚のために指導及び監督機能を強化しています。

Public Accountants

目次

トップメッセージ	2
自主規制団体としての日本公認会計士協会の役割	4
品質管理レビュー制度	5
平成28年度の通常レビュー計画	11
平成28年度の通常レビューの実施結果	12
平成28年度のフォローアップ・レビューの実施結果	14
平成28年度の通常レビューにおける改善勧告事項	15
改善勧告事項の原因と対策	20
上場会社監査事務所登録制度	21
上場会社監査事務所部会に登録されている監査事務所の概況	23
今後の行動計画	24

トップメッセージ



日本公認会計士協会（以下「当協会」といいます。）は、昨今の度重なる会計不祥事を踏まえ、公認会計士監査の信頼回復と向上に向けた取組を早急に進めていくことが、自主規制団体として最重要課題であると認識し、全力を挙げて取り組んでいます。

公認会計士監査の信頼を回復していくためには、監査人一人一人が、公認会計士に課せられた職責と使命を自覚し、常日頃の自己研鑽と様々な現場等での実務を通じた監査経験を重ね、真摯に取り組むことが重要です。また、より深度ある監査を実施するための十分な時間を確保するとともに、職業的専門家としての懐疑心を保持し、不正への対応についても感度を高めていく必要があります。当協会はこれらを後押しすべく、自主規制機能の中核をなす品質管理レビューの強化や制度の在り方の検討を始めとして、監査期間・時間・報酬の確保の議論、監査法人のガバナンス・コードの策定への参画と監査事務所への導入推進などに継続的に努めるとともに、職業的懐疑心を発揮し、不正リスクに着眼した監査が行えるよう、不正事例の研修を充実させるといった監査人の経験を補う施策を講じています。

公認会計士監査は、財務情報に信頼を付与することにより、企業の適正な経済活動を支え、日本経済が持続的に成長するための前提となる極めて重要なインフラであり、我々公認会計士は、経済社会の変化に対応して、適正な情報開示及び情報の信頼性確保に取り組み、資本市場の健全な発展に寄与しなければなりません。そのため、公認会計士監査の信頼回復についても、市場関係者からの視点を重視し、それらに真摯に対応するとともに、公認会計士自らの改革として引き続き推進していきます。

本冊子は、平成28年度における品質管理レビューの実施結果について報告するものです。当協会は、公認会計士監査の品質の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するために、品質管理レビュー制度を運用していますが、平成28年度においては、レビューアーの増員、情報収集態勢の強化や個別業務の継続的なリスク評価の実施などによるリスク・アプローチの徹底、レビュー期間・日数の増加などによる大手監査法人に対するレビューの強化、レビュー対象監査業務の追加選定などにより、品質管理レビューの強化を図っています。通常レビューにおける重点的実施項目としては、会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び「監査提言集（特別版）」への対応状況、並びに金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を踏まえた監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況を採り上げています。

今後も当協会は、公認会計士が経済社会の発展及び公共の利益に貢献するという重要な役割を担い続けていくことができるよう諸課題に対応し、自主規制団体としてその機能を強化していくとともに、めまぐるしく動く現代社会の中で現状を的確にとらえ、公認会計士監査制度の在り方について継続的に研究し、発信する体制を強化していきます。

平成29年6月

日本公認会計士協会

会長

関根愛子



品質管理委員会

鈴木昌治委員長メッセージ

日本公認会計士協会は、公認会計士の自主規制団体として、監査に対する社会的信頼を維持、向上することを目的として、平成11年度から品質管理レビュー制度を導入し、また、平成19年度からは上場会社監査事務所登録制度を運用しております。これらの制度の運用により、日本における監査の質的水準は向上してきたと考えております。しかしながら、昨今の会計不祥事の発生により、現在、公認会計士監査の信頼性が問われており、監査の品質の向上が公認会計士業界にとって喫緊の課題となっております。

平成28年度の品質管理レビューにおいては、過年度の経験等を踏まえて、監査事務所に対する品質管理レビューによる監査の品質チェックの実効性をより一層向上させるため、大手監査法人に対するレビューの強化や詳細なレビュー計画の策定などの諸施策に取り組みました。今後も、平成28年3月に公表された金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を真摯に受け止め、公認会計士監査の信頼性向上に向けた対応に一層取り組んでまいります。

また、当協会は、監査役等や資本市場の関係者の皆様に、公認会計士監査の実情を的確に理解していただくとともに、会計監査人との十分なコミュニケーションを通じて公認会計士の監査を適切に評価していただくために、また、当協会の自主規制の取組の一つである品質管理レビュー制度についてより一層ご理解いただくために、説明責任を果たしていく必要があると考えております。

本冊子が、当協会の品質管理レビュー制度の概要や活動状況をご理解いただくための一助となれば幸いに存じます。

自主規制団体としての日本公認会計士協会の役割

自主規制の取組と品質管理レビュー制度

当協会は、会員の資質を常に高く保つ自主規制団体として、会員に対してさまざまな指導、連絡、監督に係る活動を行っており、特に、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、下図のような自主規制の取組を行っています。

「品質管理レビュー制度」は、当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。



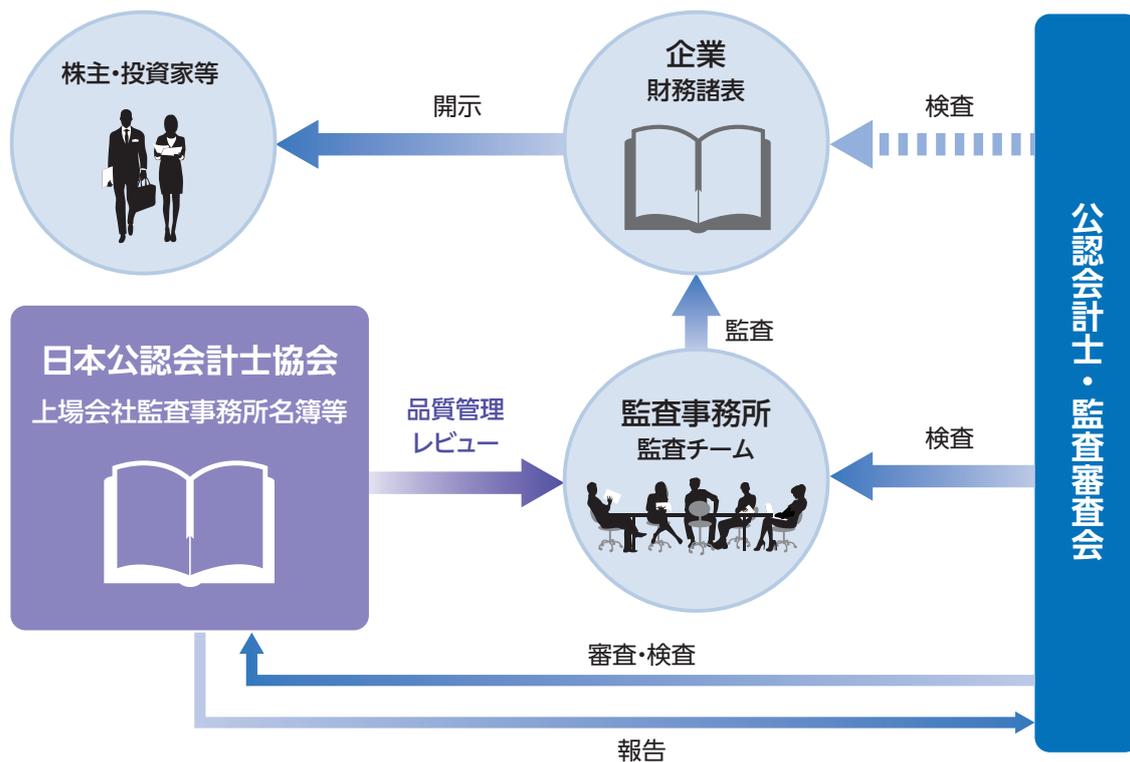
品質管理レビュー制度

品質管理レビュー制度の概要

当協会は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」といいます。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を公認会計士法の下で自主規制として運用しています。

また、当協会は、社会的影響のある上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度（21ページ参照）を運用しており、上場会社監査事務所名簿等を公開しています。

なお、当協会は、公認会計士法に基づき、金融庁の公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを受けています。品質管理レビュー制度の関係者と当協会との関係は以下のとおりです。

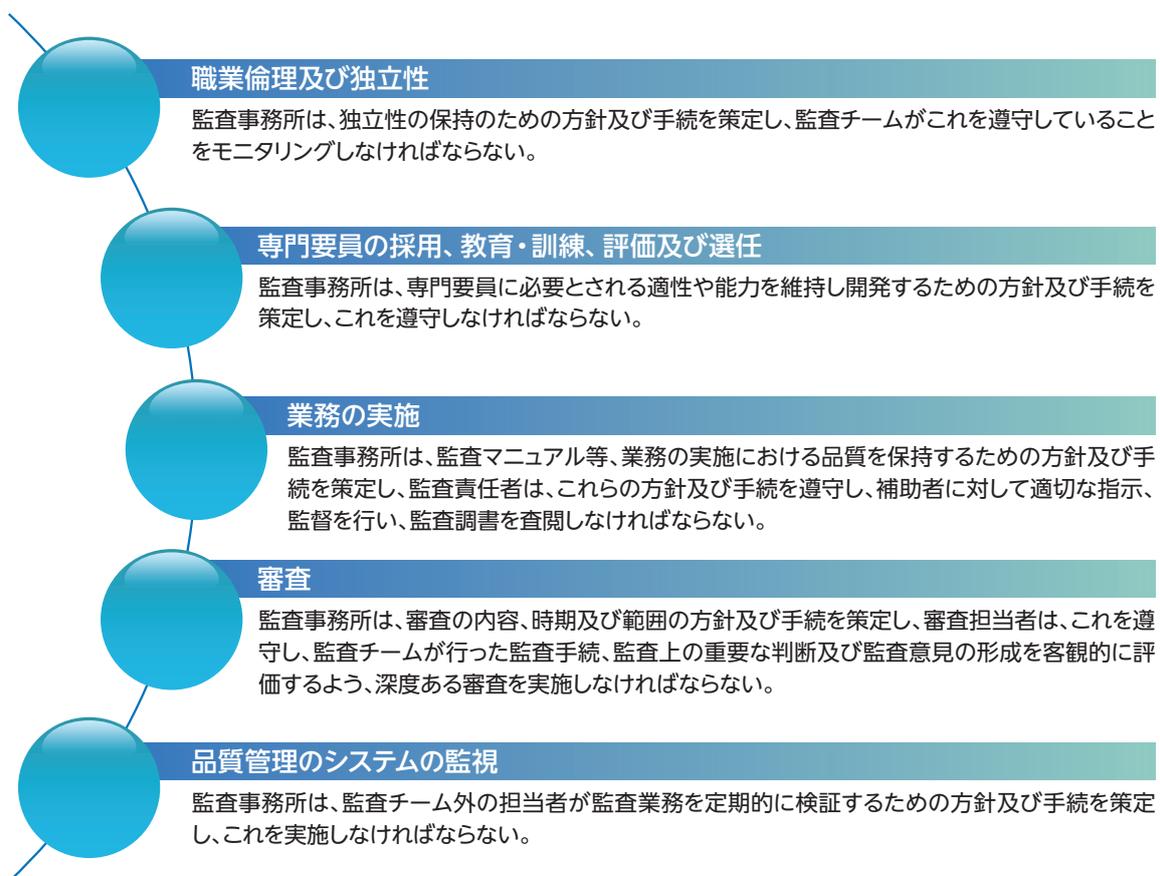


❗ 経営者（企業）は、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正な財務諸表を作成する責任を有しており、作成した財務諸表を株主・投資家等に開示します。監査人（監査事務所）は、経営者（企業）の作成した財務諸表を監査し、意見を表明する責任を有しています。

監査の品質管理とは

「監査業務」、すなわち、企業が財務諸表を適正に作成しているかどうか監査する業務は、監査責任者及び補助者（以下「専門要員」といいます。）で構成される監査チームが実施しますが、監査事務所は、監査チームが実施する全ての監査業務の品質を合理的に確保するとともに、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成できるように、方針及び手続並びに遵守状況を監視する手続を整備し運用しなければなりません。このような監査事務所の活動を監査の「品質管理」といい、また、これらの方針及び手続を「品質管理のシステム」といいます。

監査事務所の品質管理のシステムには、例えば、以下のような方針及び手続があります。

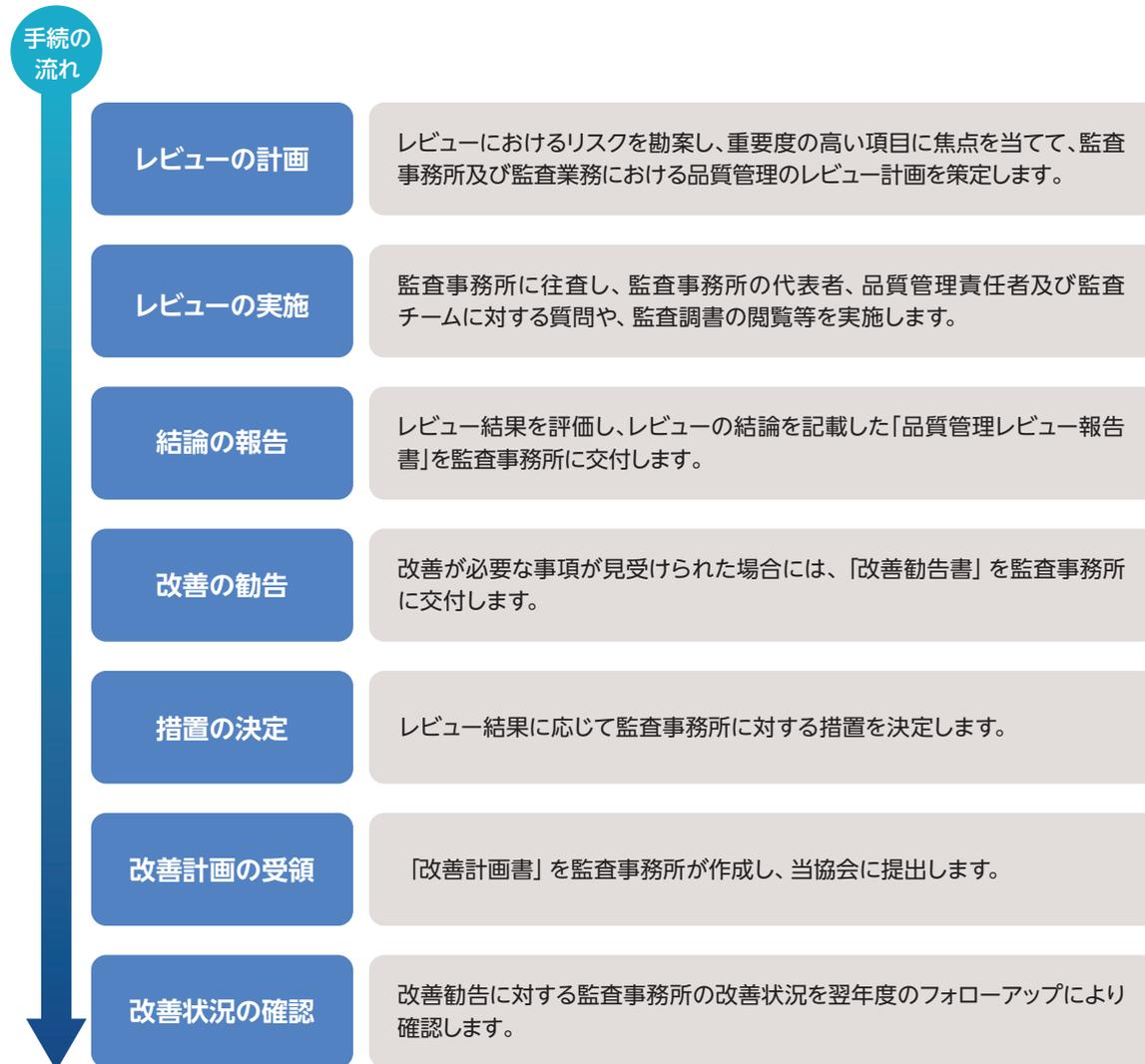


❗ 以下の「指示・監督・監査調書の査閲」、「審査」、「定期的な検証」の三つが品質管理のシステムにおける重要な構成要素となります。

- ・ 監査チーム内の業務の実施における監査責任者による補助者への作業の「指示」と「監督」及び「監査調書の査閲」
- ・ 監査チーム外の審査担当者による「審査」
- ・ 監査チーム外の担当者による監査業務の「定期的な検証」

品質管理レビューとは

監査事務所が行う監査の品質管理の状況を当協会が調査し、その結果を監査事務所に報告し、改善を求めることを「品質管理レビュー」といいます。品質管理レビューで行われる手続は、具体的には以下のとおりです。



品質管理レビューには、通常レビューと特別レビューの二つの種類があります。

レビューの種類	レビューの目的	レビュー対象監査事務所	実施の頻度	
通常レビュー	監査事務所全体の品質管理の状況	公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所	定期的	3年に1回 (大手監査法人は2年に1回) 【定期レビュー】
			機動的	定期レビューを補完する必要があると判断される場合 【機動レビュー】
特別レビュー	①特定の監査業務の品質管理の状況 ②監査事務所の特定分野に係る品質管理の状況	監査契約を締結している全ての監査事務所	臨時的	監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合

通常レビューの実施

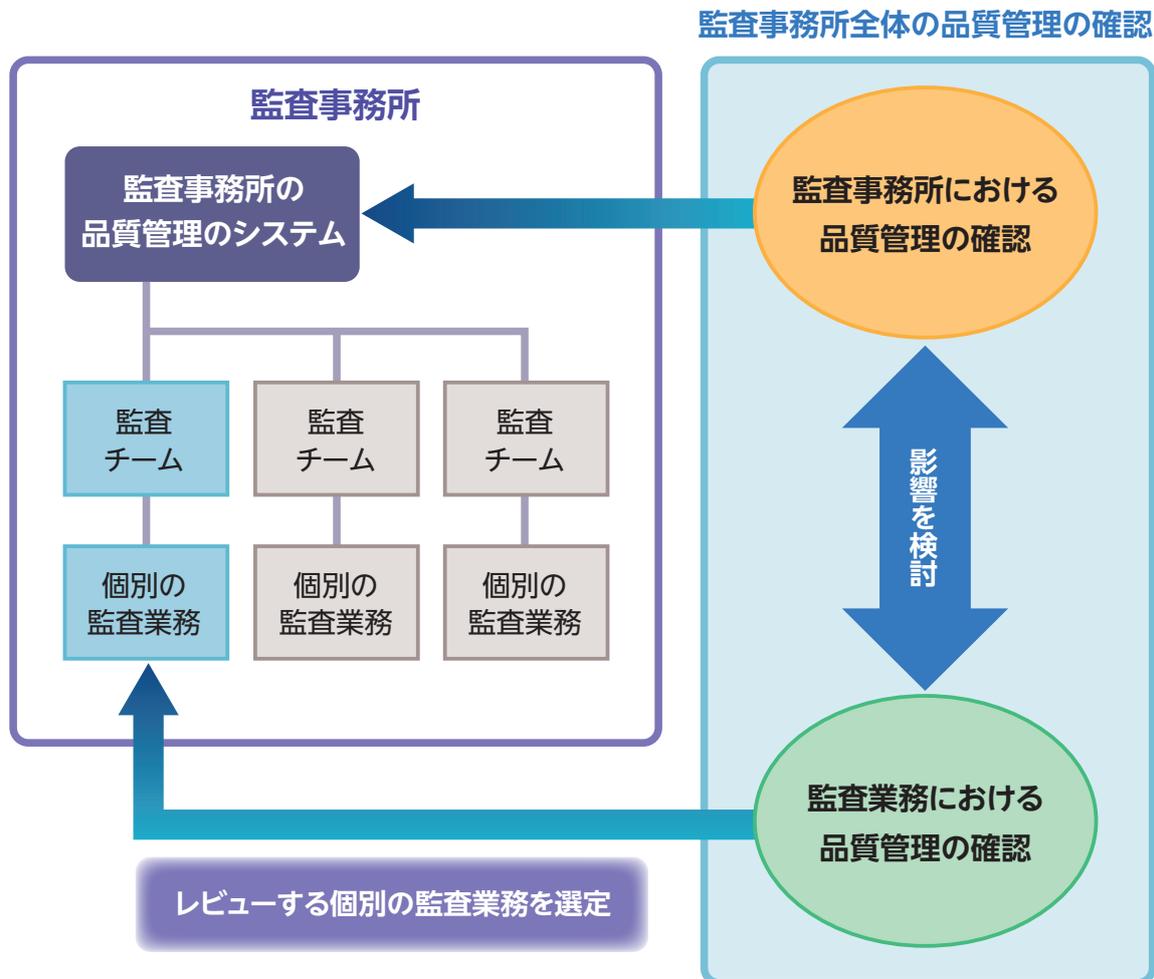
通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法により、品質管理レビューを実施します。

● 監査事務所における品質管理の確認

個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備状況及び運用状況をレビューします。

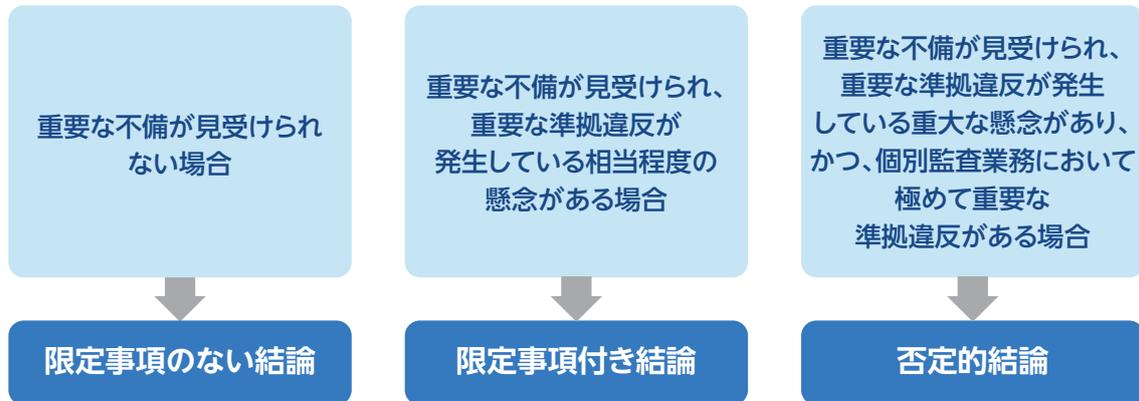
● 監査業務における品質管理の確認

監査事務所の品質管理のシステムが、個別の監査業務において適切に運用されていることをレビューします。なお、レビュー対象とする個別の監査業務については、監査業務のリスクの程度や監査事務所の状況を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。また、特に重要な発見事項や多数の発見事項が識別された場合には、監査事務所における品質管理への影響についても検討します。



通常レビューの結論

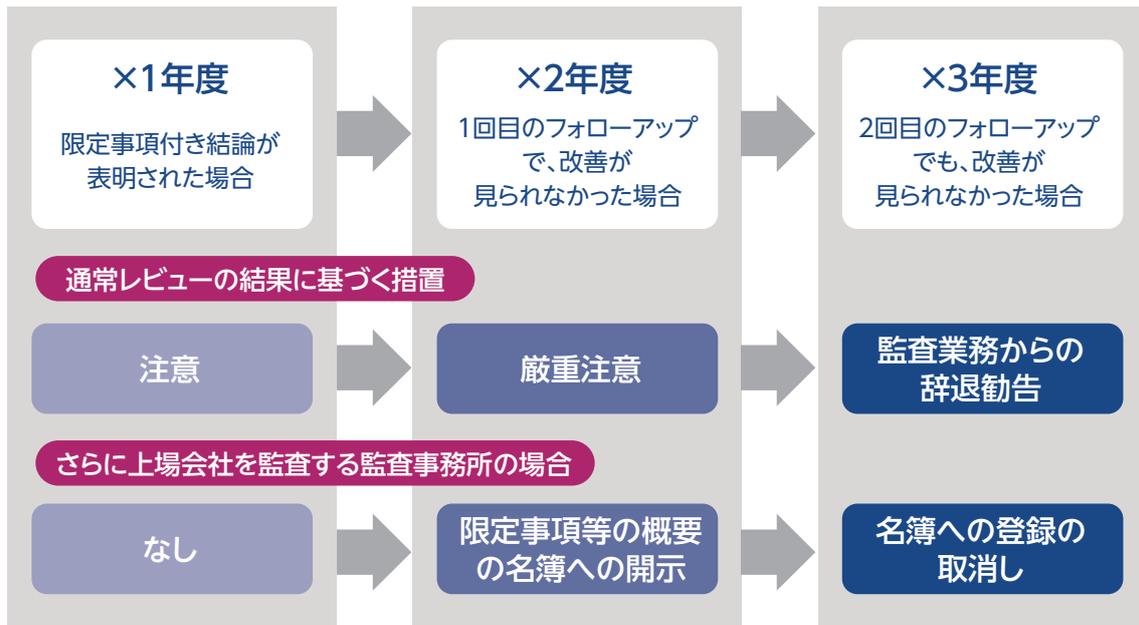
通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に応じて、以下のような結論を記載した「品質管理レビュー報告書」を監査事務所に交付します。



なお、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）。

通常レビューの結果に基づく措置

監査事務所に対して不備事項の改善を促すため、通常レビューの結論及びその後の改善状況に応じて、「注意」、「厳重注意」又は「監査業務からの辞退勧告」の措置を決定します。これに加え、上場会社を監査する監査事務所の場合には、上場会社監査事務所登録制度（21ページ参照）に基づいて、「限定事項等の概要の名簿への開示」又は「名簿への登録の取消し」の措置を決定します。例えば、×1年度に通常レビューを実施した結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が、×2年度以降、改善の勧告に対する是正措置を適切に実施しなかった場合には、10ページの図のとおり、「厳重注意」又は「監査業務からの辞退勧告」といったより重い措置を決定し、さらに上場会社を監査する監査事務所の場合には、「限定事項等の概要の名簿への開示」又は「名簿への登録の取消し」といった措置を決定します。



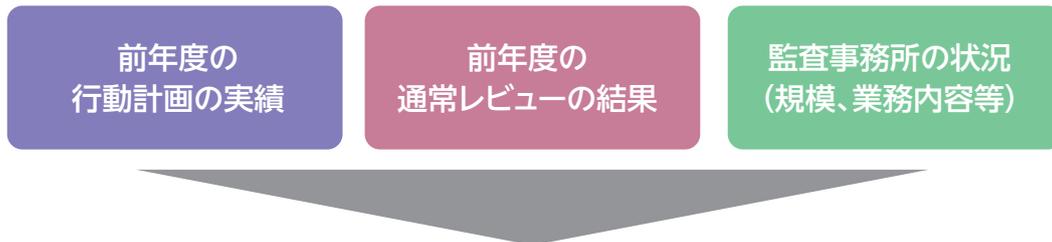
❗ 企業の監査役等が会計監査人（監査事務所）の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を把握するために、監査事務所は、品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置等の事項について企業の監査役等へ伝達することが必要とされています。

平成28年度の通常レビュー計画

通常レビューの計画における留意事項

平成28年度の通常レビューの対象とする監査事務所を決定するためのレビュー年次計画及び監査事務所ごとの通常レビューの実施計画の策定に当たり留意した主な事項は、以下のとおりです。なお、当年度において品質管理レビューの強化策を安定的に実施するため、レビューアーを30名から40名に増員しました。

レビュー計画策定における検討すべき要素



平成28年度の通常レビュー計画の策定における留意事項

①機動レビューの実施

前年度の通常レビューで「限定事項付き結論」が表明されたこと等を受けて、早期に通常レビューの実施が必要と判断し、前回レビューから3年を経過しない28事務所に対して機動レビューを実施する。

②大手監査法人に対するレビューの強化

品質管理のシステムの監視の有効性の厳格な評価の実施、個別業務の選定における経営者による不正リスクなどの考慮、大規模な監査対象会社に対する個別業務のレビュー日数の増加などを実施する。

③通常レビューにおけるリスク・アプローチの徹底

情報収集の態勢をより強化し、継続的なリスク評価を実施することにより、個別業務の選定、詳細なレビュー計画の策定などを考慮する。

④レビュー対象監査業務の追加選定

上場会社を始めとする通常レビュー対象会社等からの選定では監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を十分評価できないと認められた監査事務所において、それ以外のその他の会社等から個別業務を追加選定する。

平成28年度の通常レビューの実施結果

通常レビューの実施状況

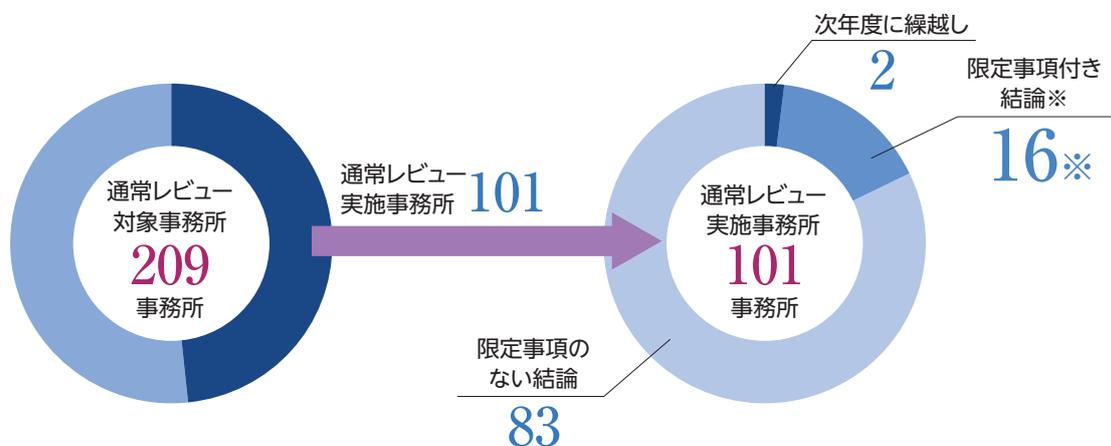
(単位：監査事務所)

	前年度 未了事務所数	当年度実施 対象事務所数	レビュー報告書 交付事務所数	当年度 未了事務所数
通常レビュー	3	101	101	3
定期レビュー	2	73	74	1
機動レビュー	1	28	27	2

通常レビューの結果

平成28年度の通常レビューは、通常レビュー対象監査事務所209事務所のうち、原則として3年に一度（ただし、大手監査法人は2年に一度）の頻度で計画的に実施する定期レビューの73事務所に、機動レビューの28事務所を加えた101事務所に対して実施し、このうち平成28年度に品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所は99事務所でした。

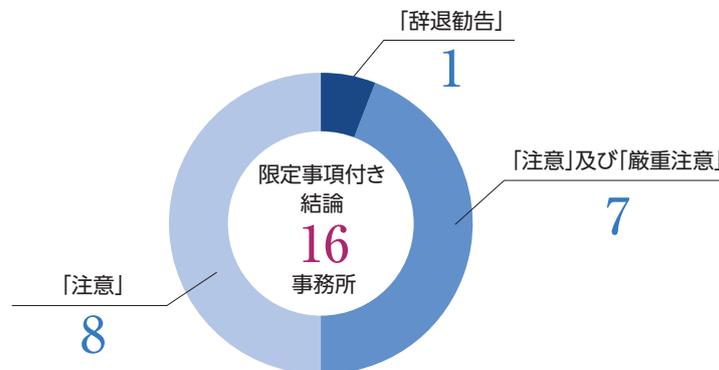
平成28年度の通常レビューの結果は、「限定事項のない結論」が83事務所、「限定事項付き結論」が16事務所となり、「否定的結論」及び「結論の不表明」はありませんでした。



※上記の他、平成27年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が平成28年度に繰り越された1事務所に「限定事項付き結論」が、1事務所に「否定的結論」が表明されています。そのため、平成28年度の「限定事項付き結論」が表明された事務所は合計17事務所です。

通常レビューの結果に基づく措置の決定

平成28年度に通常レビューを実施し、「限定事項付き結論」が表明された16事務所に対して決定した措置は、「注意」が8事務所、「注意」及び「嚴重注意」が7事務所、「監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」は1事務所でした。



上記の他、前年度の通常レビューで「限定事項のない結論」における改善勧告事項につき、当年度の通常レビューで当該改善勧告事項が改善不十分となった場合には「注意」の措置が決定されます。平成28年度の通常レビューでは当該理由により、9事務所が「注意」の措置となりました。

また、「嚴重注意」を受けた7事務所のうち、上場会社監査事務所名簿等に登録されている4事務所に対しては、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として、「限定事項等の概要の名簿への開示」の措置を決定しました。

❗ 「限定事項付き結論」は、あくまでも重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される結論であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

平成28年度のフォローアップ・レビューの実施結果

フォローアップ・レビューとは

通常レビューを実施し、その結果、改善勧告事項があった監査事務所に対しては、次年度にフォローアップ・レビューを実施し、その改善状況を確認しています。さらに、フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所に対しては、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施しています。

フォローアップ・レビューの実施状況

(単位：監査事務所)

	前年度 未了事務所数	当年度 実施対象事務所数	レビュー報告書 交付事務所数	当年度 未了事務所数
フォローアップ・レビュー	1	52	53	－
再フォローアップ・レビュー	－	3	3	－

フォローアップ・レビューの結果

平成28年度のフォローアップ・レビューは、平成27年度の通常レビューで改善勧告書を交付した80事務所から平成28年度の機動レビューの対象とした監査事務所を除くなどした52事務所に対して実施し、再フォローアップ・レビューは3事務所に対して実施しました。また、平成27年度にフォローアップ・レビューを実施し、報告書の交付が平成28年度に繰り越された監査事務所が1事務所あり、その結果、平成28年度にフォローアップ・レビュー報告書を交付した監査事務所は56事務所となりました。なお、レビューの結果は、「改善の不十分な事項のない確認結果」が49事務所（再フォローアップ・レビュー2事務所を含みます。）、「改善の不十分な事項のある確認結果」が7事務所（同1事務所を含みません。）でした。

フォローアップ・レビューの結果に基づく措置の決定

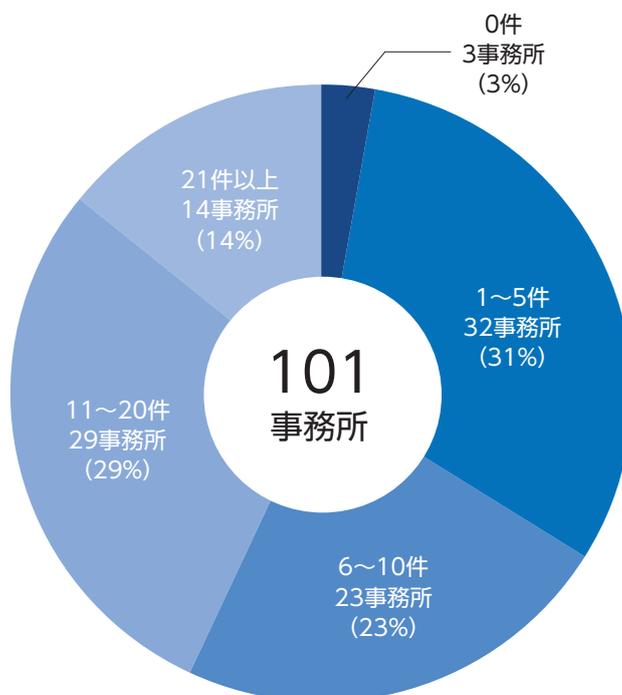
前年度の通常レビューで「限定事項のない結論」における改善勧告事項につき、当年度のフォローアップ・レビューで改善不十分となった場合には、「注意」の措置が決定されます。平成28年度のフォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項のある確認結果」が表明された6事務所に対し、「注意」の措置が決定されました。

平成28年度の通常レビューにおける改善勧告事項

改善勧告事項の概要

品質管理レビューにより改善が必要と認められる事項（改善勧告事項）が発見された監査事務所に対しては、改善勧告書により改善勧告が行われ、当該監査事務所には改善計画書により改善措置の実施計画の提出が求められます。改善勧告書は、品質管理のシステムの有効性に関する個別的で詳細な情報を記載したものであり、品質管理レビュー報告書において品質管理のシステムの有効性について「限定事項のない結論」が表明された場合であっても、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある改善勧告事項があれば作成されます。

平成28年度は、品質管理レビュー報告書を交付した101事務所のうち98事務所において1,132件の改善勧告事項があり、1事務所当たりの平均件数は11.2件でした。なお、監査事務所ごとの改善勧告事項の件数の状況（割合）は、以下のとおりです。

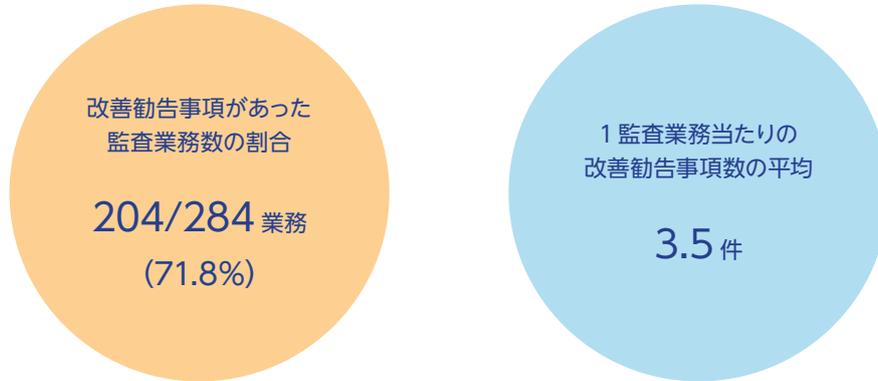


改善勧告事項は、大別すると、個別の監査業務における監査事務所の品質管理のシステムの運用状況である「監査業務における品質管理」に関するものと、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況である「監査事務所における品質管理」に関するものに分けられます。以下、それぞれに関する改善勧告事項の内容について具体的に説明します。

❗ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項であり、品質管理レビューの結論を限定する原因となる事項もありますが、その多くは、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。

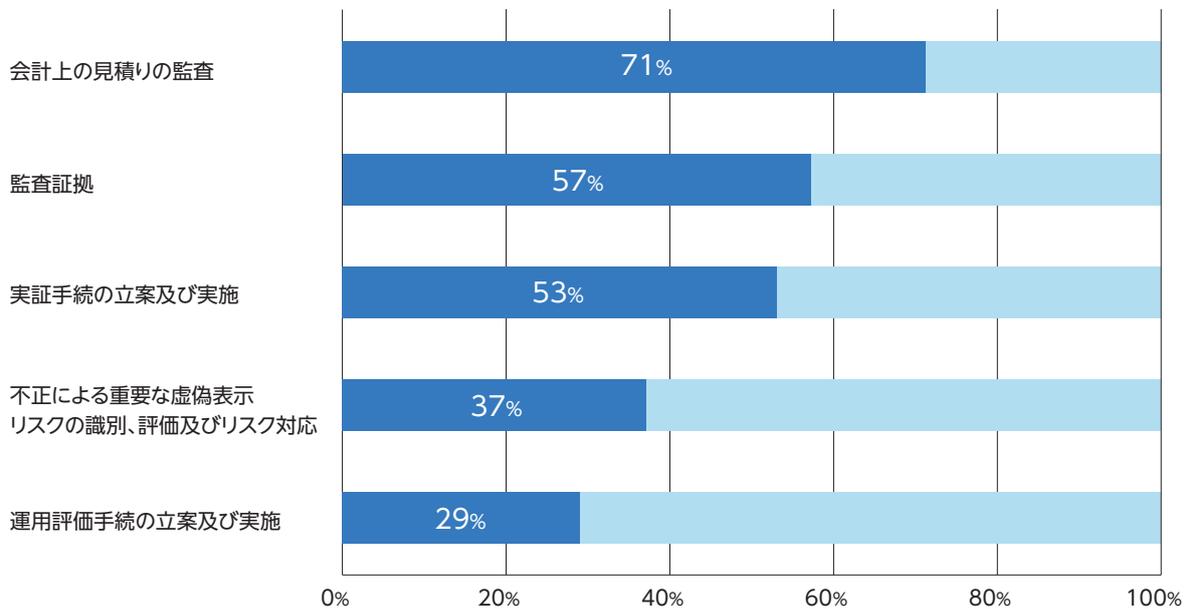
監査業務における品質管理

監査業務における品質管理に関しては、平成28年度は、監査業務を284業務選定し、通常レビューを実施した結果、204業務において999件の改善勧告事項があり、1監査業務当たりの平均件数は3.5件でした。

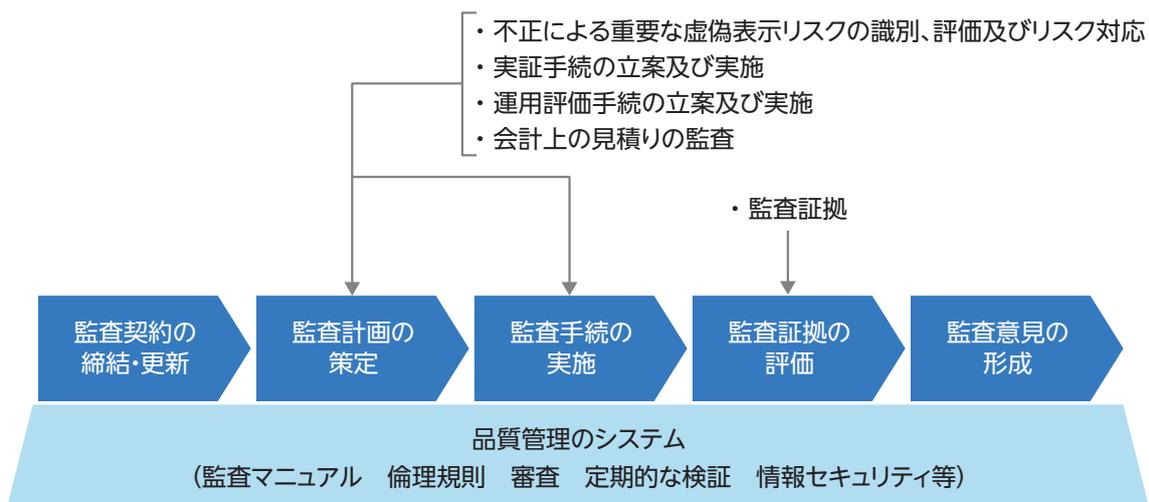


以下は、監査業務における品質管理に関連する項目のうち、平成28年度に改善勧告を受けた監査事務所の割合が高い項目を並べたものです。

改善勧告を受けた監査事務所の項目別割合



監査業務の流れと改善勧告事項の対応関係

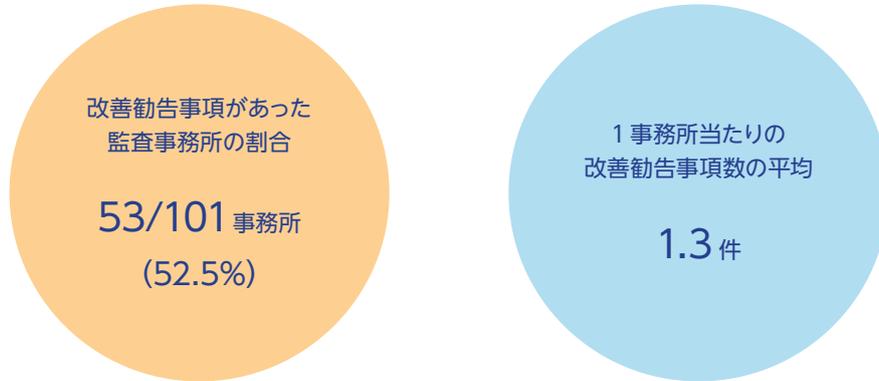


改善勧告事項の主な内容

<p>会計上の見積りの監査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを批判的に検討していない、前年度の財務諸表に計上されている会計上の見積りの確定額又は再見積額について検討していない、といった事例が多く見受けられます。 ・具体例として、繰延税金資産の回収可能性の監査において、翌期以降の事業計画に基づく課税所得見積額が当期実績を大幅に上回っているにもかかわらず、事業計画の内容を批判的に検討していない、との指摘がありました。
<p>監査証拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない、経営者の利用する専門家の業務について監査証拠としての適切性を関連するアサーションに照らして評価していない、といった事例が多く見受けられます。 ・具体例として、売上債権が適切に評価されていることを確かめるために、企業が作成した滞留債権リストを入手しているが、その情報の正確性及び網羅性を検討していない、との指摘がありました。
<p>実証手続の立案及び実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査人が重要な勘定科目に対し、それに対応する実証手続を立案していない、期末日前に実施した実証手続の結果を期末日まで更新するための手続を実施していない、といった事例が多く見受けられます。 ・具体例として、売上原価や販売費及び一般管理費のうち、重要な勘定科目に関して、前期比較を実施するだけで、実証手続を立案及び実施していない、との指摘がありました。
<p>不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の通常の取引過程から外れた重要な取引や通例でない判断されるその他の重要な取引について、取引の事業上の合理性を評価していない、収益認識に係る不正による重要な虚偽表示リスクはないと判断しているがその理由を監査調書に記録していない、といった事例が多く見受けられます。 ・具体例として、重要な構成単位である連結子会社の収益認識について、不正による重要な虚偽表示リスクはないと判断しているが、監査調書にその理由を記録していない、との指摘がありました。

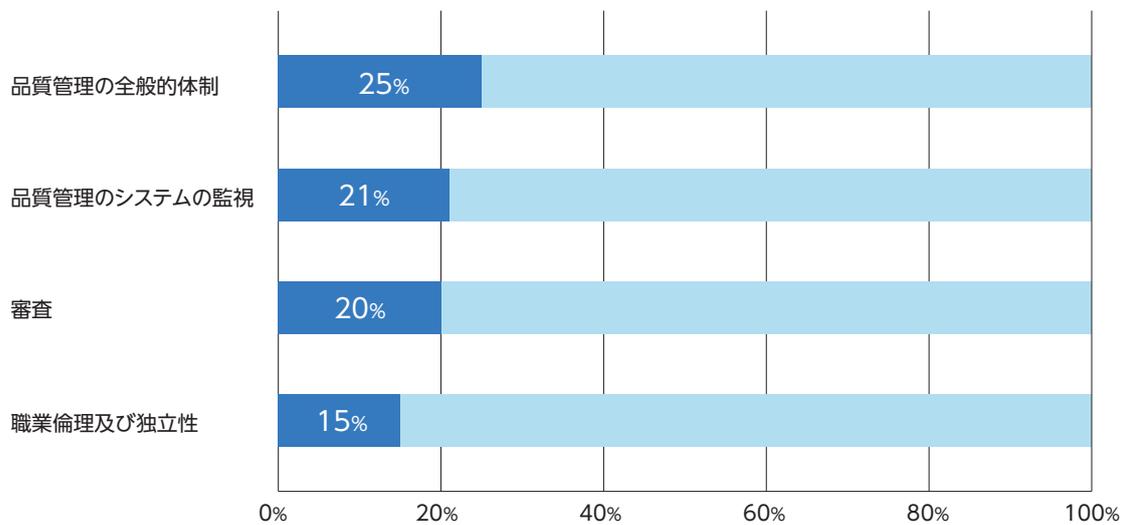
監査事務所における品質管理

監査事務所における品質管理に関しては、平成28年度は、品質管理レビュー報告書を交付した101事務所のうち、53事務所において133件の改善勧告事項があり、1事務所当たりの改善勧告事項数の平均は1.3件でした。

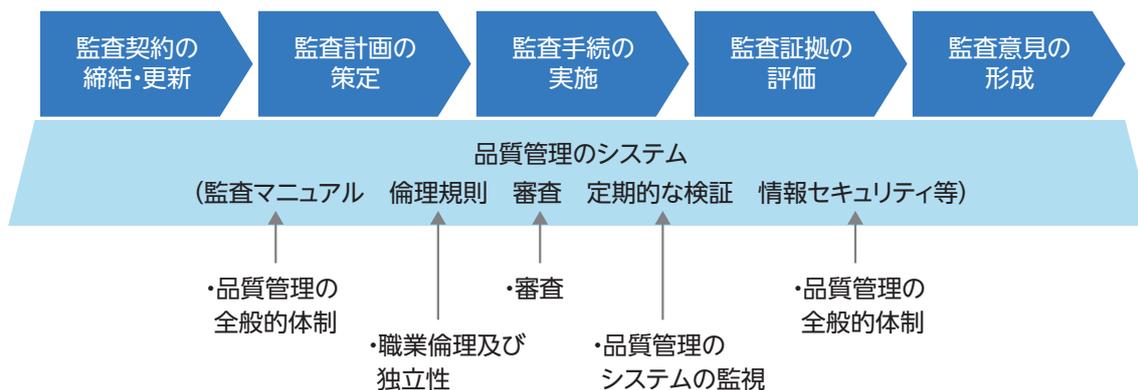


以下は、監査事務所における品質管理に関連する項目のうち、平成28年度に改善勧告を受けた監査事務所の割合が高い項目を並べたものです。

改善勧告を受けた監査事務所の項目別割合



監査業務の流れと改善勧告事項の対応関係



改善勧告事項の主な内容

<p>品質管理の全般的体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査の基準によって要求されている事項を監査事務所の品質管理責任者が十分に理解していないため、監査役等とコミュニケーションを行う際に利用する様式に、監査の基準でコミュニケーションが要求されている事項が網羅されていない事例や、情報漏洩（紛失、不正・私的利用を含む。）を防ぐために必要なセキュリティ・ポリシーが整備されていない事例が見受けられます。
<p>品質管理のシステムの監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知識、経験及び能力等を有する定期的な検証の担当者が監査事務所に不足しているため、通常レビューで広範囲かつ多数の発見事項が生じているにもかかわらず、定期的な検証で特段の指摘はなく、定期的な検証が有効に機能していないと判断された事例や、監査責任者は少なくとも3年に一度は定期的な検証の対象とする内規を設けていたにもかかわらず、その期間内に対象とされなかった監査責任者が存在している事例が見受けられます。
<p>審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の品質管理レビューの改善勧告事項と同様の発見事項が見受けられるほか、特別な検討を必要とするリスクに対応する監査手続が著しく不足しており、審査担当者が重要な事項に関する監査手続の不備を看過している事例や、四半期レビュー計画の審査について監査事務所内の手続を定めておらず、四半期レビュー計画の審査を実施していない事例が見受けられます。
<p>職業倫理及び独立性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門要員等から入手すべき独立性チェックリストのうち、倫理規則編の入手が多数漏れている事例や、専門要員の独立性の確認に当たって、監査対象会社の親会社や子会社等を明示しておらず、独立性を確認する対象会社の網羅性を確保していない事例が見受けられます。

改善勧告事項の原因と対策

改善勧告事項のうち、特に重要な事項である限定事項付き結論又は否定的結論となった原因については、改善計画書の冒頭にその分析の記載を求めるとともに、発見事項となった原因及び根本的な原因についての監査事務所の見解を確認しています。このように、限定事項付き結論等となった監査事務所の改善勧告事項に係る原因と対策に焦点を当てて検討しています。

改善勧告事項が生じた主な原因

限定事項付き結論等となった監査事務所の改善勧告事項を分析した結果、当該改善勧告事項が生じた原因は、主として以下のように大別、分類されます。

監査事務所及び監査チームにおける品質管理の軽視

- ・監査業務の品質を重視する風土が監査事務所内に醸成されておらず、品質管理に関する周知徹底が不十分である。等

組織的な取組姿勢の不足

- ・深度ある監査調書の査閲、審査及び定期的な検証が組織的に徹底されていない。等

職業的専門家としての懐疑心の発揮の不足

- ・不正又は誤謬により財務諸表上の重要な虚偽表示が生じる可能性を十分に検討していない。等

改善勧告事項が生じた原因への対策

監査事務所の改善勧告事項の原因に対し、監査業務に従事する会員及び準会員・監査チーム、監査事務所、当協会が取るべき対策として、以下のことが考えられます。

会員等一人一人／監査チーム

- ・公認会計士としての使命・職責の自覚
- ・職業的専門家としての懐疑心の発揮
- ・適切な監査チーム運営の遂行

監査事務所

- ・品質を重視する風土の醸成
- ・監査責任者による監査業務の指示・監督・監査調書の査閲、審査、定期的な検証に係る体制の強化
- ・十分な監査時間・期間・監査報酬の確保

日本公認会計士協会

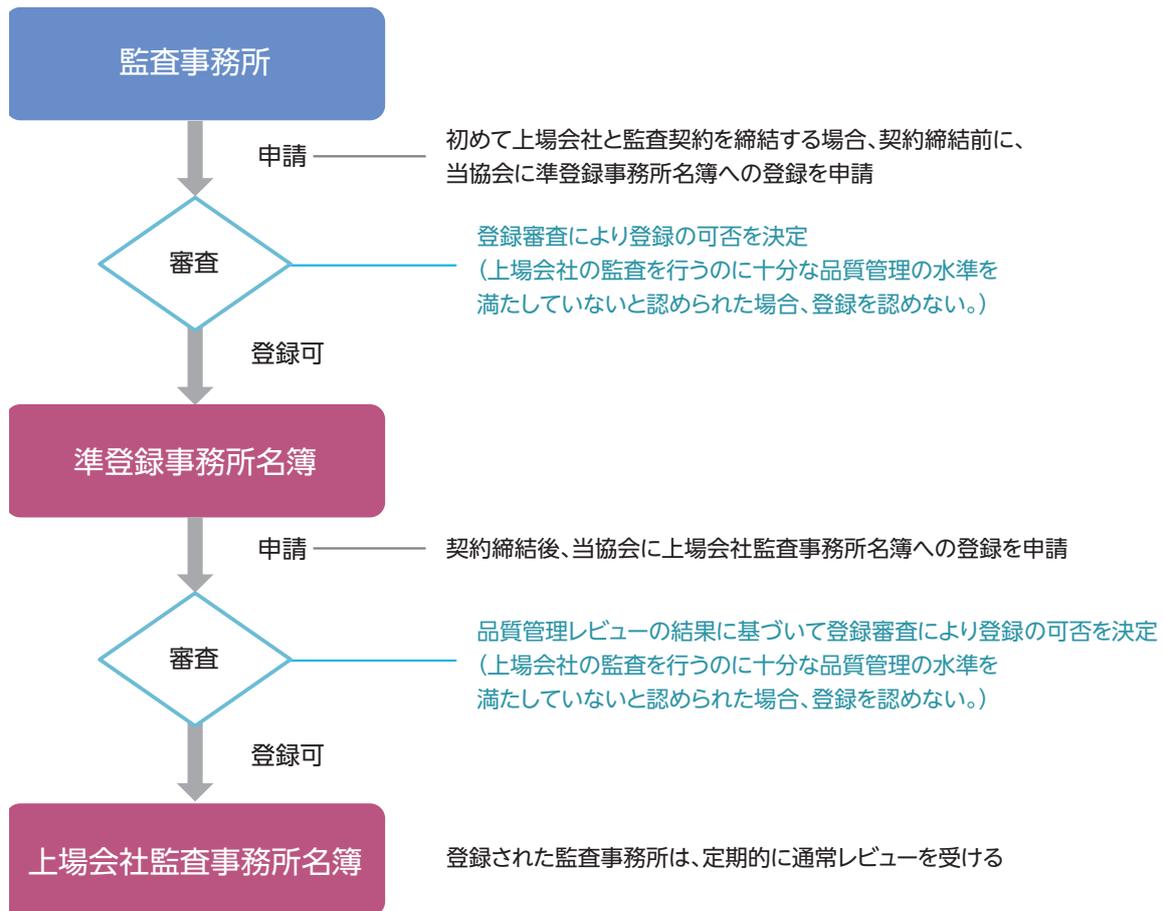
- ・会員、監査事務所との取組を支援（研修の実施、改善勧告事項事例集等の提供）
- ・自主規制機能の強化（品質管理レビュー制度の在り方の検討等）

上場会社監査事務所登録制度

上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、社会的影響のある上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度を運用しています。

上場会社監査事務所名簿への登録までの主な流れは以下のとおりです。



これらの名簿は当協会ウェブサイト上で公開されており、どなたでも閲覧可能となっています。

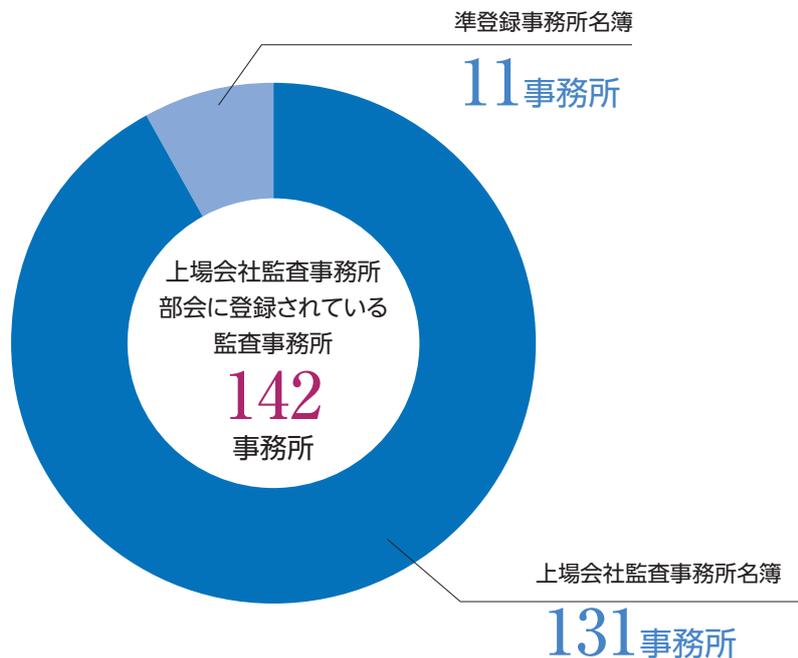
<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

上場会社監査事務所名簿等で開示している主な情報

- 監査事務所の概要(事務所所在地、社員数、監査対象の上場会社数等)
- 上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書
- 監査事務所の品質管理のシステムの概要
- 品質管理レビューの実施状況(直近に実施した通常レビュー、フォローアップ・レビュー及び再フォローアップ・レビューの最近3年間の状況)
- 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要
- 懲戒等
- 公認会計士又は監査法人の社員の監査の実績(準登録事務所名簿のみ)

上場会社監査事務所名簿等における登録状況

平成29年5月18日現在、上場会社監査事務所部会における登録事務所数の合計は142事務所です。このうち、上場会社監査事務所名簿に登録された上場会社監査事務所は131事務所であり、準登録事務所名簿に登録された監査事務所は11事務所です。



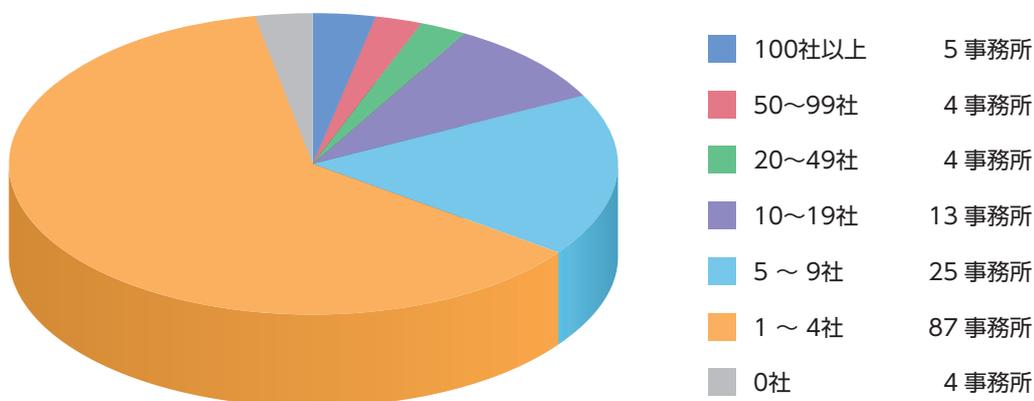
⚠ 現在、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は上場会社監査事務所名簿へ登録された監査事務所、又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならない、既存の上場会社については上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならない、とされています。

上場会社監査事務所部会に登録されている監査事務所の概況

上場会社監査事務所部会に登録されている監査事務所の概況は次のとおりです（平成29年3月31日現在）。

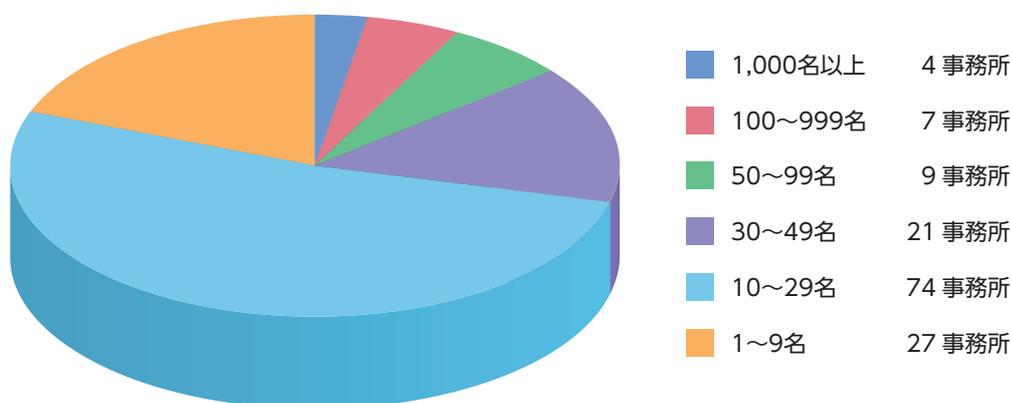
監査対象の上場会社数に基づく分布

監査対象の上場会社数を基にした監査事務所の分布状況は下図のとおりです。監査対象の上場会社数が10社未満の監査事務所の占める割合は約80%です。なお、監査対象の上場会社数が0社の監査事務所は、いずれも上場会社との監査契約のない準登録事務所です。



所属公認会計士等の数（非常勤を含む）に基づく分布

監査事務所に所属している公認会計士等の数（常勤者及び非常勤者の合計）を基にした監査事務所の分布状況は下図のとおりです。所属公認会計士等の数が30名未満の監査事務所の占める割合は70%近くとなっています。



今後の行動計画

当協会では、現在、自主規制の意義・内容などの原点に遡って研究するために設置された「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」において、品質管理レビューの具体的な課題の整理、検討を行っています。また、品質管理レビューに係る会則・規則等の改正が必要な場合に備えた態勢を整備するため、「品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチーム」を設置して検討を進めています。

品質管理委員会としては、当研究会等の検討状況を踏まえて、会計監査の信頼性確保のために、品質管理レビュー制度の更なる改善を行うとともに、平成29年度の品質管理レビューにおいては、実現可能な事項について実施に向けた作業をより一層進める等、以下の対応を行ってまいります。

品質管理レビューの実効性の向上

品質管理レビューの実効性の向上を図るため、以下の施策を進めます。

- ・事前の情報収集・分析を強化し、さらに個別業務の選定数を絞ることにより、実効性のある効率的なレビューを目指す。
- ・個別業務を担当するレビューアーの人数を、従前の原則として1名から個別業務の状況やリスクに応じて複数名とし、より深度のあるレビューを実施する。
- ・監査事務所との深度あるコミュニケーションを通じて、改善勧告事項や改善不十分の原因の所在、影響を十分に検討し、監査事務所の監査の品質向上のための指導を的確に行う。

品質管理レビュー実施結果の開示拡充の検討

「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」の検討結果などを受けて、品質管理レビュー実施結果の情報開示の拡充の要否、内容、対応すべき課題等について慎重に検討を進めていきます。

上場会社監査事務所登録制度の厳格な運用

上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所が、上場会社を監査するための十分な能力、態勢を有していることが担保されるよう、引き続き、実効性ある品質管理レビューの実施を通じた登録の可否や措置の決定を厳格に行ってまいります。

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

平成29年3月31日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が公表されました。当協会としては、公認会計士監査の充実・強化に向けた様々な施策を実施し、監査の信頼性確保に取り組んでいるところであり、その一環として、各監査法人のガバナンス・コードへの対応状況の概要について品質管理レビューの過程で把握することを検討します。

品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会は、品質管理委員会によって運営されています。また、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の運営が適切に行われているかどうかについて、品質管理審議会による検討、評価が行われています。それぞれの構成員は、次のとおりです。

品質管理審議会

<p>審議会長 山崎彰三 日本公認会計士協会 元会長</p>	<p>外部委員 岡 正晶 日本弁護士連合会 元副会長</p>	<p>外部委員 小沼泰之 株式会社東京証券取引所 取締役 常務執行役員</p>
<p>外部委員 林 隆敏 関西学院大学商学部 教授</p>	<p>外部委員 広瀬雅行 公益社団法人日本監査役協会 会長</p>	<p>外部委員 山本謙三 株式会社 NTT データ経営研究所 取締役会長</p>
<p>委員 鳥羽至英 国際教養大学 客員教授</p>		

品質管理委員会

<p>委員長 鈴木昌治 日本公認会計士協会 副会長</p>	<p>外部委員 青 克美 株式会社東京証券取引所 執行役員</p>	<p>外部委員 唐津恵一 東京大学大学院法学政治学研究所 ビジネスロー・比較法政研究センター教授</p>
<p>外部委員 丸島俊介 弁護士</p>	<p>委員 小暮和敏 日本公認会計士協会 常務理事</p>	<p>委員 新井達哉 日本公認会計士協会 常務理事</p>
<p>委員 柴 毅 日本公認会計士協会 常務理事</p>	<p>委員 染葉真史 日本公認会計士協会 常務理事</p>	<p>委員 渡邊芳樹 日本公認会計士協会 常務理事</p>
<p>委員 鈴木真紀江 日本公認会計士協会 理事</p>	<p>委員 北山千里 公認会計士</p>	

※外部委員とは、会員外の有識者をいいます。
(平成29年5月18日現在)

 日本公認会計士協会